

債務者の代理人弁護士から債権者一般への 債務整理開始通知の送付と「支払の停止」

——最二判平成24年10月19日判時2169号9頁、判タ1384号130頁、
金法1962号60頁、金判1406号26頁——

近 藤 隆 司

1. 事実の概要

給与所得者であるAは、平成21年1月18日、弁護士法人であるB法律事務所に対し、債務整理を委任した。B法律事務所の弁護士ら（以下「本件弁護士ら」という）は、その頃、Aの代理人として、Aに対して金銭を貸し付けていたY（被告・控訴人・被上告人）を含む債権者一般に対し、債務整理開始通知（以下「本件通知」という）を送付した。本件通知には、債権者一般に宛てて、「当職らは、この度、後記債務者から依頼を受け、同人の債務整理の任に当たることになりました」、「今後、債務者や家族、保証人への連絡や取立行為は中止願います」などと記載され、Aが債務者として表示されていたが、Aの債務に関する具体的な内容や債務整理の方針は記載されておらず、本件弁護士らがAの自己破産の申立てにつき受任した旨も記載されていなかった。

Aは、平成21年2月から同年7月までの間、Yに対し、合計17万円の債務を弁済した。

その後、Aは、自己破産の申立てをし、平成21年8月5日、破産手続開始の決定を受け、X（原告・被控訴人・上告人）が破産管財人に選任された。

Xは、Yに対し、Aが破産手続開始の申立て前にした債務の弁済につき、破産法162条1項1号の規定により否認権を行使して、弁済金相当額等の支払を求めた。本件では、Aの代理人である弁護士がYを含む債権者一般に対して債務整理開始通知を送付した行為が、破産法162条1項1号イおよび3項にいう「支払の停止」に当たるか否かが争点となった。

第1審（東京地判平成22・5・20金法1962号68頁）は、「通常、債務者が債務整理を弁護士事務所に委任する場合には、債務の弁済に窮している状況にあることや、本件債務整理開始通知には、破産者の債権者に対して取立行為の中止を求める旨記載されていることから、本件債務整理開始通知は、債務者である破産者がその債務の弁済を一般的に停止することを默示的に表示するものということができる」とし、本件通知の送付は支払停止に当たるとして、Xの請求を認容した。Y控訴。

原審（東京高判平成22・11・18金法1962号65頁）は、「本件債務整理開始通知は、その記載内容に照らすと、弁護士が破産申立てを受任した旨の記載ではなく、債務の具体的な内容や債務整理の方針の記載もないもので、弁護士が債務整理を受任したことを示すにとどまる」こと、「一般的に債務整理という場合、破産手続を利用する場合のみならず、再建をめざして任意整理や個人再生の手続を利用することも想定されている」こと等から、本件通知の送付は支払停止に当たらぬとし、Xの請求を棄却した。Xが上告受理の申立て。

2. 判旨

破棄自判。

「破産法162条1項1号イ及び3項にいう『支払の停止』とは、債務者が、支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないと考えて、その旨を明示的又は默示的に外部に表示する行為をいうものと解される（最高裁昭和59年（オ）第467号同60年2月14日第一小法廷判決・裁判集民事144号109頁参照）。

これを本件についてみると、本件通知には、債務者であるAが、自らの債務の支払の猶予又は減免等についての事務である債務整理を、法律事務の専門家である弁護士らに委任した旨の記載がされており、また、Aの代理人である当該弁護士らが、債権者一般宛て債務者等への連絡及び取立て行為の中止を求めるなどAの債務につき統一的かつ公平な弁済を図ろうとしている旨をうかがわせる記載がされていたというのである。そして、Aが単なる給与所得者であり広く事業を営む者ではないという本件の事情を考慮すると、上記各記載のある本件通知には、Aが自己破産を予定している旨が明示されていなくても、Aが支払能力を欠くために一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないことが、少なくとも默示的に外部に表示されているとみるのが相当である。

そうすると、Aの代理人である本件弁護士らが債権者一般に対して本件通知を送付した行為は、破産法162条1項1号イ及び3項にいう『支払の停止』に当たるというべきである。」

なお、須藤正彦裁判官の補足意見（以下「須藤補足意見」という）がある。

3. 検討

(1) 本判決の意義

本判決は、個人破産における否認権行使請求事件において、破産者の代理人である弁護士が債権者一般に対して債務整理開始通知を送付した行為は、破産法162条1項1号イおよび3項にいう「支払の停止」に当たると判断したものである。本判決は、いわゆる事例判断ではあるが、最高裁が一定の解釈を示したものとして重要な意義を有する。

(2) 支払停止の意義

破産法は、すべての債務者に共通する破産手続開始原因として支払不能を挙げ（破15条1項）、支払停止は、支払不能を推定する前提事実とされている（同条2項）。支払不能とは、「債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態」をいい（破2条11項）、支払停止とは、支払不能である旨を明示的または默示的に外部に表示する債務者の行為をいう（伊藤眞『破産法・民事再生法〔第2版〕』〔2009〕81頁等）。すなわち、支払不能は債務者の客観的な財産状態を意味し、支払停止は債務者の主觀

債務者の代理人弁護士から債権者一般への債務整理開始通知の送付と「支払の停止」

的な行為を意味するのであるが、客観的な財産状態である支払不能の立証は必ずしも容易ではないことから、その立証を容易にするために、外形的事実である支払停止に基づく法律上の推定規定が設けられているのである（伊藤・前掲80頁等）。また、支払停止は、否認や相殺禁止の場面においても重要な役割が与えられており、支払不能を推定する前提事実または危機時期を画する基準として用いられている（民事再生法および会社更生法においても同様である）。例えば、偏頗行為否認を規定する破産法162条は、偏頗行為が支払不能後のものであることと、偏頗行為時に債権者が債務者の支払不能または支払停止を知っていたことを否認の要件とし（破162条1項1号イ）、支払停止後は支払不能であったものと推定することとしている（同条3項）。

判例に目を転じてみると、支払停止の定義について最高裁が初めて判断を示したのは、最判昭和60・2・14（判時1149号159頁）においてであり（支払停止に関する判例理論の展開の詳細については、山本研「『支払停止』概念の形成と具体化」法教390号23頁参照）、この判例は、対抗要件否認（旧破74条1項〔現破164条1項〕）の事案につき、「破産法74条1項の『支払ノ停止』とは、債務者が資力欠乏のため債務の支払をすることができないと考えてその旨を明示的又は默示的に外部に表示する行為をいう」とした上で、債務者が弁護士との間で債務整理のために自己破産の申立てをする方針を決めただけの段階では、いまだ内部的に支払停止の方針を決めたにとどまり、外部への表示である支払停止には該当しないと判示したものである。ここで、「破産法74条1項の『支払ノ停止』とは」とされているが、判決文の表現は特に対抗要件否認との関係に限定する趣旨はうかがわれないことから、支払停止一般についてその定義を明らかにしたものと考えられている（山本・前掲27頁等）。また、この判例は、その後の判例において繰り返し引用されており（大阪地判平成21・4・16判時2062号92頁〔会社更生における対抗要件否認事件〕、東京高判平成22・11・18〔本件の原判決〕）、先例的役割も果たしている。本判決も、この判例を引用するところから出発している。

(3) いわゆる受任通知（債務整理開始通知）の支払停止該当性

支払停止の態様は、一様ではない。明示的なものとしては、債権者説明会における営業の廃止等の宣言などがあり、默示的なものとしては、夜逃げや、2回目の手形不渡りとそれに続く銀行取引停止処分（福岡高決昭和52・10・12下民集28巻9～12号1072頁）などがある（なお、1回目の手形不渡りも、それが実質的な財産破綻状態を反映している場合には支払停止に当たる。最判平成6・2・10集民171号445頁等）。

本件では、破産者の代理人である弁護士が債権者一般に対して債務整理開始通知を送付する行為が、支払停止に当たるか否かが争われた。一般に、債務整理を行う際には、いわゆる受任通知が弁護士等から債権者に送付されるが、本件の債務整理開始通知も受任通知に当たる。受任通知には、債務者から委任を受けた弁護士等が債務整理に当たることになった旨や、今後の債務者等への連絡や取立行為の中止を求める旨の記載はされるが、債務に関する具体的な内容や自己破産の予定その他の債務整理の方針の記載はされないことが通例のようであり（東京弁護士会ほか『クレジット・サラ金処理の手引〔5訂版〕』〔2011〕92頁参照）、本件の債務整理開始通知もそうであつ

た。

従来、債務者が債権者に対して債務の免除や支払の猶予その他の債務整理を求める行為（いわゆる債務免除等要請行為）は支払停止の典型例とされ（斎藤秀夫ほか編『注解破産法（下）〔第3版〕』〔1999〕120頁〔谷合克行〕）、受任通知の送付は支払停止に当たると解されていた（園尾隆司＝深沢茂之編・東京地裁破産再生実務研究会『破産・民事再生の実務（上）〔初版〕』〔2001〕62頁〔国井恒志〕）。しかし、近時、受任通知の支払停止該当性が争われるようになり、下級審の判断が分かれるに至っていた（個人破産における否認権行使請求事件につき、肯定例として、神戸地伊丹支決平成22・12・15判時2107号129頁、東京高判平成22・12・20公刊物未登載〔本件Xの上告受理申立て理由・判時2169号13頁参照〕、否定例として、東京地判平成18・10・13公刊物未登載〔平18（ワ）4669号等・LLI/DB判例秘書ID番号06134130〕）。

本判決は、受任通知の支払停止該当性について判断した最初の最高裁判例であり、本件の受任通知（債務整理開始通知）は支払停止に当たるとしたものである。本判決は、本件通知には、債務者であるAが本件弁護士らに債務整理を委任した旨の記載と、当該弁護士らがAの債務につき統一的かつ公平な弁済を図ろうとしている旨をうかがわせる記載がされていたという事情から、弁済することができない債務がAの債務の全部または大部分を占めており、それが一時的な手元不如意によるものではないこと、すなわち、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないことが、少なくとも默示的に表示されているとみる余地が十分にあると考え、その上で、Aが広く事業を営む者であれば、そのような事情のみでは本件通知が支払停止に当たるとは決め難いが、Aは単なる給与所得者であることから、本件通知にAが自己破産を予定している旨が明示されていなくても支払停止とみるのが相当と考えたものと思われる（判時2169号10頁等のコメント欄参照）。

(4) 今後の課題

なお、本判決は、債務者が「広く事業を営む者」である場合には支払停止該当性を否定する余地があることを示唆している。須藤補足意見は、この点について述べたものであり、「一定規模以上の企業、特に、多額の債務を負い経営難に陥ったが、有用な経営資源があるなどの理由により、再建計画が策定され窮境の解消が図られるような債務整理の場合において、金融機関等に『一時停止』の通知等がされたりするときは、『支払の停止』の肯定には慎重さが要求されよう。このようなときには、合理的で実現可能性が高く、金融機関等との間で合意に達する蓋然性が高い再建計画が策定、提示されて、これに基づく弁済が予定され、したがって、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができないとはいえないことも少なくないからである。たやすく『支払の停止』が認められると、運転資金等の追加融資をした後に隨時弁済を受けたことが否定されるおそれがあることになり、追加融資も差し控えられ、結局再建の途が閉ざされることにもなりかねない。反面、再建計画が、合理性あるいは実現可能性が到底認められないような場合には、むしろ、倒産必至であることを表示したものといえ、後日の否認や相殺禁止による公平な処理という見地からしても、一般的かつ継続的に債務の支払をすることができない旨を表示したものとみる

債務者の代理人弁護士から債権者一般への債務整理開始通知の送付と「支払の停止」余地もある」とした上で、「一定規模以上の企業の私的整理のような場合の『支払の停止』については、一概に決め難い」とする。

現在、企業による再建計画策定に向けた債務免除等要請行為が支払停止に当たるかについて議論が本格化しつつあるが、債権者による受入可能性等からみて相当とみなされるものであれば支払停止に当たらないとする見解が有力であり（伊藤眞「債務免除等要請行為と支払停止概念」NBL670号15頁）、これを採用したみられる判例もある（事業再生ADRの申請に向けた金融機関への支払猶予の申出等は支払停止に当たらないとしたものとして、東京地決平成23・11・24金法1940号148頁）。須藤補足意見にいう私的整理とは、「『一時停止』の通知」という括弧つきの表現からみて、私的整理ガイドラインや事業再生ADRなどの一定の準則に基づいて進められるものを念頭に置いていると思われるが、基本的な考え方としては、有力説の延長線上にあるものと考えられよう（山本・前掲32頁参照）。今後さらなる判例・学説の展開が予想されるところであり、その動向から目を離すことはできまい（井上聰「私的整理と支払停止」金法1962号4頁等参照）。

〈参考文献〉

本判決の評釈として、杉本純子・TKC Watch倒産法No. 17、同・リマーカス2014（上）130頁、長谷川卓・金法1963号74頁、松下祐記・判例セレクト2013〔II〕30頁。